

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘 (2007/9/26~2007/10/5 第 63 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
014	水山高久委員	07/9/28	「意見」が寄せられました。別紙014-1をご参照下さい。

②一般からの流域委員会へのご意見 (2007/9/26~2007/10/5 第 63 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
835	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	07/10/4	「「淀川水系河川整備計画原案について 上野遊水池及び川上ダム事業計画」の説明に対する疑問」が寄せられました。別紙835-1をご参照下さい。
834	NPO法人 伊賀・水と森の会 森本博氏	07/10/4	「申し入れ書」が寄せられました。別紙834-1をご参照下さい。
833	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏	07/10/4	「「異常渇水シミュレーション」について私達は河川管理者に下記の質問と要請を行いました。貴委員会においてもこの問題について充分なご審議をお願い致します。」が寄せられました。別紙833-1をご参照下さい。
832	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	07/10/3	「「淀川水系河川整備計画原案について 利水」の説明に対する疑問」が寄せられました。別紙832-1をご参照下さい。
831	佐川克弘氏	07/10/2	「異常渇水対策シミュレーションの問題点」が寄せられました。別紙831-1をご参照下さい。
830	佐川克弘氏	07/10/1	「流域委員会は「異常渇水対策」の審議を保留すべし」が寄せられました。別紙830-1をご参照下さい。
829	香水英夫氏	07/10/1	「意見書」が寄せられました。別紙829-1をご参照下さい。
828	高木多喜雄氏	07/10/1	「第63回委員会を傍聴させていただきました。」が寄せられました。別紙828-1をご参照下さい。
827	藪内和雄氏	07/9/29	「意見書」が寄せられました。別紙827-1をご参照下さい。
826	西山甲平氏	07/9/27	「上野遊水池及び川上ダムの早期完成を求める意見書」が寄せられました。別紙826-1をご参照下さい。

原案が基礎案と違うという指摘がありますが、基礎案は経費や整備に要する時間、用地問題などをほとんど意識しない理想論だったと思います。「あらゆる洪水に対して被害を軽減する。」は、理想です。一方、原案は具体的に記述されていませんが、おそらく 30 年後までの事業費、用地取得の可能性などを考慮した現実論なのでしょう。原案が満足できないとなると、それが予算に縛られての事なら、淀川流域の住民が国に「金よこせと」というアクションを起こす必要があります。近畿地整をいくらつついても、無い袖は振れませんし、出来ない事は出来ないということでしょう。（想像ですが。）それほどに状況はまずい、危険だということでしょう。堤防を越えたら破堤して壊滅的な被害が出るが、今の状況では手が無いと言うことを原案は言っているのではないのでしょうか。影響する地域を限る解決策の一つがダムだと思います。これなら経費と工期に目途が立つのです。

中央防災会議の議論が時々出てきますが、それも、経費の議論の無い理想論が多いように思います。方向性を示すという事では良いのですが、いつまでに、どこまで出来るかは別の問題です。河川管理者は、言いたくないでしょうが、それが現実なら、超過洪水が起こればとんでもない事になるなら、そう言う（知らせる）必要があります。氾濫予想図が出てそれに反応して引っ越したり、ピロティー化などのアクションを起こす人はほとんどいないでしょう。そんなことはまず起こらないと思っているか、河川管理者が何とかしてくれるだろうと期待しているのかもしれませんが。右岸だけとか、ある地区だけなら超過洪水対応も可能かもしれません。以上、想像で意見を申し上げました。

質問及び意見書として提出します。

「淀川水系河川整備計画原案について 上野遊水地及び川上ダムの事業計画」の説明に対する疑問

2007年10月4日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野 隆彦

- 1) 昭和28年13号台風(5313洪水)による浸水被害は何故大きかったのか。それには特別な理由が存在している。40日前の「東近畿大豪雨」と言われた前線性集中豪雨の後片付けが出来ていなかった事にある。岩倉峡右岸に高旗山系が聳える。その麓、山腹にあった西山地区で12人の死者が出るという、土石流による惨禍があった。家屋の多く、巨岩、土砂などが3溪流を流れ落ち、湯蓋川出合、宮川落合などを埋め、峡谷に巨岩が乱立したのである。そこへ上流から木橋なども流れきて堰上げ、上野北西部を中心に470haもの浸水となったものである。特に巨岩などは、重機の無い当時のことで、後回しになり、台風がやって来てしまったのであった。その上、上野市内の橋は本復旧が出来ていず、その仮橋も全て流れ来て、岩倉峡「玄関」では高い堰上げが起こったのである。それが浸水面積540haの結果を生んだものであり、その特殊性に「目を瞑って治水を説くのは、詐欺」同然である。

又現在は、(5313洪水)以後、昭和43年(建設省直轄となる)に至るまで岩倉峡の多くの巨岩、名石が「流水を阻害している」との名目で「引き上げられ」て来た為に、岩倉峡の「疎通能力」は格段に上っているのである。それを確りと認識し、前提とし、P.13までの記述を全て「修正」すべきではないか?その「証拠」に、岩倉地点の水位流量曲線について、では従前の主張を翻し、私の「流下能力の検討」の「粗度係数」 $n=0.0378$ と殆んど変わらぬ $n=0.037$ を今回から使用するとしているが、計画高水位の問題を含め、実際は詐欺的な説明に終始している。これらを改める考えはないか?

- 2) 「既設ダムの長寿命化」(ダムのアセットマネジメント)について、私は正直言って笑ってしまった。誰かさんは『近畿地整にも頭のイイのが居て、こんな悪知恵を出してきたか!』と感心しておられたが、私は『アセットリマンネンナア!』と言って上げたい。きっと、トコトン説明してくれまっか?!とせがんだら、立ち往生するしかオマヘンのでっせ!水資源機構関西支社事業部特命審議役の森川さんも困っておられるのではないか?まだまだ「課題の残る」問題だけに、こんなにも早く、川上ダムを巻き込んで立案してしまっ、どう説明したら良いのか?嘘をつくのも嫌だし、川上ダムは「機構」の「課題?」だし、森川一郎さんは本当に困るのである。この疑問としては、先ずは「何故、川上ダムが無ければ、既設のダムだけでもやれる堆砂陸上掘削ローテーションができないのか?」ここを詳しく説明されたい。それをマトモに答えられれば、次の再質問を行いたいと思う。

- 3) 利水者からの転用の可能性に掲げている表に最大取水量だけでなく平均取水量も記載されたい。{P.23 図 44}

- 4) 農業用水の取水実態において、① 届出水量以上に取水している原因は「かけ流し」であること。として許容するかのような記述があるが、「温泉なら嬉しい」が水田とは言え「掛け流し」でやると、養分の流出が甚だしい。化成肥料の多用につながり、河川水質への負荷が増えても良いと考えているのか？
- 5) ② 耕地に入らない水量は本川に還元されるため、本川下流取水への悪影響はないこと。としているが、例として、森井堰の場合は伊賀市上水水源取水場より下流へ排出されており、悪影響があったではないか？これは如何？
- 6) 水需要予測（伊賀市水道）で4本の折れ線があるが、夫々は計画案の中の何を示すものか？
- 7) 伊賀市の行政区域人口の実績は、平成15年度99,064人から毎年、減少を続けており、平成18年度では97,608人である。この3年の平均減少数は485人/年であるが、年々逓減率が上り、平成17年と平成18年度では603人の減少となっている。この傾向は高齢者が非常に多いとされる同市の「少子化」を含む人口動向の中で、今後ますます増幅されていくものと考えられており、経済的な内容を含むと平成30年度において85,000人～82,000人程度と私は見ている。しかし、伊賀市の水道事業基本計画策定委員会では94,750人と目標を定めている。1万以上の差であり、この違いが私の指摘通りになった場合の事を考えると、莫大な過剰投資での伊賀市民負担の大きさを思い遣らずにはいられない。経済産業省の統計もあるので、河川管理者は公正な立場！に立って、伊賀市への指導をすべきではないか？ {P. 15 図 29}
- 8) 川上ダム地点の計画規模1/100における「基本高水選定」の内容が示されていない。詳細を示されたい。
- 9) 利水者からの転用の可能性について、本当は「利水者との協議」（転用を求める）がないのではないか？その「協議録」を示されたい。
- 10) 川上ダムの種々の代替案について、その検討の詳細を示されたい。特に関係者との「話し合い」記録を示されたい。

2007年10月4日

淀川水系流域委員会 様

NPO 法人伊賀・水と緑の会
理事長 森本 博

申し入れ書

9月26日に開かれました第63回淀川水系流域委員会を傍聴しました折に、三重県伊賀市旧青山町の元町長始め、伊賀市々議会議員、各旧青山地区々長、旧川上地区水没者、遊水地々権者などの方々が大勢傍聴されていました。

後日、聞きましたところ、水資源機構川上ダム建設所が段取りしてバスで送迎されたとのことです。

以前にも、名張市や伊賀市で開催された住民対話集会で、同様のことが度々みかけられました。

新たな川づくりを考える国、行政、住民、河川管理者、水資源機構が同じテーブルに着いて熱い議論を科学的、合理的に話し合っている時に、水資源機構川上ダム建設所が、川上ダム建設推進の為、対話より感情論で対立を持ち込む姿勢は謹んでいただきたいと考え、会として申し入れをさせていただきます。

淀川水系流域委員会としての対処をよろしくお願い申し上げます。

淀川水系流域委員会殿

「異常渇水シミュレーション」について私達は河川管理者に下記の質問と要請を行いました。貴委員会においてもこの問題について充分なご審議をお願い致します。

「関西のダムと水道を考える会」
(代表) 野村東洋夫

。。。。

国土交通省近畿地方整備局殿

「異常渇水シミュレーション」についての質問と要請

平成19年10月3日

「関西のダムと水道を考える会」
(代表) 野村東洋夫

【質問1】

平成19年9月26日の第63回委員会「審議資料2-4」No.3に「琵琶湖水位変化図」が示されていますが、これが前回示されたシミュレーション（平成17年9月24日・第46回委員会「審議資料2-1」p、1（下段））と異なります。

即ち、3種類のシミュレーションの内、琵琶湖水位低下が最も少ないケース（取水制限+維持流量放流制限+節水）の最低水位が前回はBSL-1.59mであったのに対し、今回はBSL-1.67mとなっています。その理由をお示し下さい。

【質問2】

このシミュレーションの対象である昭和14年～16年渇水は通常の渇水ではなく、過去100年近い淀川水系観測史上、最大の渇水であり、云わば人の一生に一度あるかどうかの“非常事態”ですから、琵琶湖水位が「利用低水位」（BSL-1.50m）を切るとするならば、このような時こそ琵琶湖開発で対応済みの「補償対策水位」（BSL-2.00m）を適用すべきとの考えがありますが、貴局の見解は次のどれに当るのでしょうか。念のためお尋ねします。

- 1) 補償対策水位を適用すべき
- 2) 補償対策水位を適用すべきではない
- 3) 利用低水位に至るまでに上下流が精一杯の対応をした後であれば止むを得ない
- 4) その他（←この場合はご見解を詳述願います）

。。。。

【要請】

前問で2)、3) または4) と回答された場合については以下の通り要請します。

記録的だった平成6年渇水においても琵琶湖水位は BSL-1.23m で下げ止まったのですから、利用低水位を下回るような渇水が生起したとすれば、それは正に「非常渇水」と呼ぶべきであり、この場合の犠牲・負担を琵琶湖や滋賀県にだけ押し付けることは許されず、淀川下流の住民・企業・自治体こぞって精一杯の対応を行うべきことは言うまでもありません。従って渇水シミュレーションの「検討条件」には一定の厳しさが要求されますが、この観点から貴局のシミュレーションを見た時、淀川下流における「取水制限」と「維持流量放流制限」が“甘い”と言わざるを得ません。

※ この点についての詳細は下記の意見書をご覧ください。

a) 取水制限が“甘い”件

1) 当会意見書：「整備局「渇水シミュレーション」は作為の産物」

意見書No.545 意見書受取日 04/12/17

2) 佐川克弘氏意見書：「どうしても疑問が残るS14渇水シミュレーション」

意見書No.546 意見書受取日 04/12/17

b) 維持流量放流制限（維持流量カット）が“甘い”件

1) 当会意見書：「4ヶ月続いた大川維持流量20m³/s カット（昭和59年～60年渇水）」

意見書No.671 意見書受取日 05/11/28

そこでこの際、貴局に下記の検討条件で再度シミュレーションを行うことを要請します。

（但し、1～4は貴局従前シミュレーションと同じ）

（検討条件）

- 1、河川流況は既往最大渇水である昭和14年～16年
- 2、水資源開発施設は現況既存施設
- 3、上水取水量は平成13年の実績取水量（月別平均値）
- 4、農水取水量は現況水利権量の1/2

5、上水・工水の取水制限

琵琶湖水位 BSL-90cm ～ -110cm 20%

BSL-110cm 以下 30%

※「30%」と云っても実質は6～11%程度に過ぎないことは、前掲意見書No.545で述べている通り。季節も秋から冬で比較的節水し易い

6、農水の取水制限

S14年8月16日～9月15日

現況水利権量の1/2に制限＝（前掲4）に同じ（灌漑期）

S14年9月16日～15年1月

質問と意見書として提出します。

「淀川水系河川整備計画原案について 利水」の説明に対する疑問

2007年10月3日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦

説明者が早口で、語尾も切れたような喋り方であったし、丁寧に説明しようとしていなかった。白黒の資料であるため、更に分かりにくい事夥しい。もう一度やり直すべきではないか。

- 1) 淀川下流部の水源内訳（上水・工水）とあるが、その範囲を明確に示されたい。{P. 1 図 2}
- 2) 奈良県、大阪府、兵庫県に白尾を引く矢印があるが、これは何を意味するものか？{P. 1 図 2}
- 3) 取水実績の水位と供給能力との関係において、既存施設の供給可能量が昭和54年から平成10年という実績流況に基づいて試算されているが、平成17年度までの実績流況まで表に示し、試算されたい。{P. 3 図 5}
- 4) 近年の水需要の推移の表に最大だけでなく、平均取水量をも表示されたい。{P. 2 図 3}
- 5) 近年の気象状況で琵琶湖流域だけでなく、その他の流域の推移も示されたい。また流域平均年間降水量をどのように定めるのか、詳細を示されたい。{P. 2 図 4}
- 6) 今後の河川整備に向けての利水の基本的な考え方のなかに、「節水型社会をめざし、今後も適宜水需要について確認する」としているが、節水型社会を推進する方向の具体的取り組みを示されたい。また、適宜というのはどの期間、あるいはどんな基準を指しているのか？{P. 3 図 6}
- 7) 「既存水資源開発施設の運用等を適切に見直していく」と言うのは具体的にどういう事を指しているのか？{P. 3 図 6} 日吉ダム以外についても示されたい。
- 8) 「水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する」と謳っているが、現在、具体的にどのような取り組みを行っているのか？{P. 3 図 6} 節水キャンペーンだけではないのか？
- 9) 「水需要予測の見直し」は誰がするのか？水需要の抑制を図るべく、河川管理者は指導するのか？{P. 3 図 6} 抑制できるのか？
- 10) 「異常渇水時には、流域一体となってハード・ソフト両面にわたる対策を講じる」となっているが、現在の渇水対策のアキレス腱は「表流水依存、ダム依存、大規模依存」であるからして、これらの抜本的な改善を図る事が先決問題である筈であるが、どう考えているのか？
{P. 3 図 6}

淀川水系流域委員会殿

2007. 9. 30

佐川克弘

異常渇水対策シュミレーションの問題点

河川管理者は第63回委員会に審議資料「淀川水系河川整備計画原案について 利水」（審議資料1-2）を提示しましたが、その中にある“⑦異常渇水対策”の試算結果を示し、結論として「異常渇水対策容量の確保が必要」と主張しております。

私は河川管理者のシュミレーションは“欠陥シュミレーション”であり、それが正されるまで審議は保留すべきだと思いますが、ここではp14の「琵琶湖水位変化図」の説明が明らかに間違っていることを指摘したいと思います。

というのはH16. 11. 10第8回ダムWG資料3-2の説明と異なっているからです。ダムWG資料の説明では琵琶湖最低水位が

マイナス1.91mとなるのはケース①

マイナス1.84mとなるのはケース③

マイナス1.67mとなるのはケース②' でした。

それではケースの内容はどんなものだったのでしょうか。それは次の通りでした。

ケース名	琵琶湖水位に対する取水制限率		維持流量の放流制限	琵琶湖最低水位
	-90cm以下	-120cm以下		
①	-10%	-20%	なし	1.91m
③	-19%	-28%	なし	1.84m
②'	-10%	-20%	あり	1.67m

(注) イ) 維持流量の放流制限率は、琵琶湖水位に対する取水制限率と同じ。

ただし淀川維持流量は $70\text{ m}^3/\text{S}$ 。

ロ) 河川管理者は「節水」などと、ややこしいことを言い出しているが、ケース③がそれに該当する。

これを見ても琵琶湖水位の低下に歯止めをかけるためには「維持流量の放流制限」の有効性が確認できる。

だからこそ過去に実績のある大川維持流量を $20\text{ m}^3/\text{s}$ カットのケースもシュミレーションして、その結果を提示してもらう必要があると思う。

ハ) ケース②' と③は、6/16日の琵琶湖水位をBSL-20cmから-15cmに変更したケース。

ニ) 取水制限率を適用するのは上工水で、農水は「根拠薄弱で無責任な」架空の水量（推量？）。

ところで取水制限率が -20% とか 28% となると「水道は使えなくなるのではないかと心配する委員もいらっしゃるかもしれません。利水に詳しい先生方には失礼なご説明となりますが、河川管理者の資料に基づいてご説明しておきます。

1) 上工水の取水制限は、H13実績の年最大取水量 $=73.449\text{ m}^3/\text{S}$ を対象とする。

なお、年最大取水量とは、日取水量の年最大値を秒単位に換算したものの。

2) 上工水のH13実績取水量（月別平均値）とそれぞれの年最大取水量に対する比率を下表に示す。

(注) 単位は m^3/S

	取水実績	年最大取水量に対する比率
1月	53.61	73.0%
2月	54.632	74.4
3月	54.896	74.7
4月	56.151	76.4
5月	56.703	77.2
6月	59.167	80.6
7月	62.857	85.6
8月	60.323	82.1
9月	57.635	78.5
10月	56.198	76.5
11月	55.208	75.2
12月	54.879	74.7

先にも述べた通り、取水実績はあくまでも月別平均値です。月の内でも一日一日取水量には凹凸があることは当然です。従って例えば10月に年最大取水量に対してマイナス 20% 取水制限を適用すると利水事業者は無傷ではすまないでしょう。しかしその傷はカスリ傷程度であって命取りにはならないですむでしょう。マイナス 20% と聞いて「ドッキリ」する必要はありません。なにせ平均値では 3.5% も余裕があるのでから。

しかし、しつこいかもしれませんが、もっとも優先して検討すべきは大川の維持流量の放流制限です。 $20\text{ m}^3/\text{S}$ 制限すれば、上工水を取水制限しなくても琵琶湖の水位がマイナス 1.5 m を割り込むことを回避できると考えられるからです。

2007. 9. 30

佐川克弘

流域委員会は「異常渇水対策」の審議を保留すべし

第63回委員会で河川管理者から「異常渇水対策」の“説明”がありましたが、その内容は全く不十分なのでシュミレーションの再検討を求め、再検討結果が提示されるまではその審議を保留すべきだと考えます。貴委員会の賢明なご判断を期待いたします。

現在示されているシュミレーションは、特に次の点で不十分だと考えます。

1) 大川維持量 $20\text{ m}^3/\text{S}$ カットのシュミレーションが示されていないこと

ご記憶の通り、関西のダムと水道を考える会(代表)野村東洋夫氏は「4カ月続いた大川維持流量 $20\text{ m}^3/\text{S}$ カット」と題する意見書を提出されています。(H17. 12. 7第36回琵琶湖部会参考資料1 NO. 671)

要旨は①S59~60渇水時に大川維持流量 $20\text{ m}^3/\text{S}$ カットした実績がある

②H15解散した大阪臨海工水の桜ノ宮取水場も廃止されたので、今では塩水遡上も実害はゼロである

③従って異常渇水対策は大川維持流量 $20\text{ m}^3/\text{S}$ カットで対応すべきだ
というものでした。説得力のあるご意見だと思います。

従って流域委員会は $20\text{ m}^3/\text{S}$ カットのシュミレーションを河川管理者に要求すべきだと考えます。それを拒否された場合は「 $20\text{ m}^3/\text{S}$ カットできない理由」の説明責任を求める必要があると考えます。

2) シュミレーションにH13の農水実績取水量が使われていないこと

河川管理者の説明はH16流域委員会に提示したシュミレーションと同じ内容だと思います。それは4/1~10/31の期間、水利権量の50%取水するといったものでした。しかし10月は稲の収穫期です。私は水をジャブジャブ張ったたんぼで稲刈りをしているのを見たことはありません。これだけ見ても、このシュミレーションが実態と掛け離れている疑いがあると言えるのではないのでしょうか?

そもそも6年前の実績を何故シュミレーションに使えないのでしょうか?河川管理者は「農業用水の水利用の実態把握に努める」と言われているのですから、まずは異常渇水という人の一生で1回あるかないかの重要問題の検討のためには「架空の数量」でなく「実績の数量」を使うのは当然すぎるほど当然だと考えます。

流域委員会は農水の実績に基づくシュミレーションを要求すべきではないのでしょうか。

平成19年10月 1日

淀川水系流域委員会 様

香水英夫

意見書

私は高時川と姉川が合流する最下流域の長浜市川道町に65年、湖北の豊かな田園地帯に生活してきました。

日常生活を営む上においては高時川や姉川流域に居住している者は、この河川からの飲料水をはじめ農業用水、漁業等に多大の恩恵を受けており感謝していますが、従来から梅雨期並びに台風期の洪水対応に大きな不安と危惧を抱いている現状であります。

昨年7月19日には今までにない豪雨により高時川下流においては警戒水位2.7メートルを突破し4.5メートル余りを記録、危険水位を超え地域住民は難波橋の桁に水がつかえないかと夜毎心配し、また堤防沿線の各所においては天井川に起因する湧水が噴出し、床下浸水による被害が出る等、平成15年の台風10号、平成10年の台風7号等により地域住民は度重なる洪水に大きな不安を抱いて夜も眠れない状況であります。特に平成2年9月に襲来した台風19号においては、堤防天端一杯に迫る大洪水となり堤防が決壊寸前となり、堤防添えの水路は土砂で埋まり、自治会員総出で復旧作業をしたことが洪水となる度に悪夢として思い出され、天井川の堤防直下に人家が連担している地域住民はたいへん苦慮している状況であります。

水圧は土圧の3倍といわれ一旦破堤すると壊滅的な洪水被害が発生するので、河川に対する防災安全対策には日頃から万全を期すため特に留意しているところであります。

また、夏季においては瀬切れが発生し河川の伏流水を利用した上水道水源地が枯渇し、住民に節水を余儀なくされることも多々あり、また干しあがった川原には大量の鮎が斃死し漁業に大きく被害を及ぼし河川環境の不安定さを露呈している有様であり、常に水が琵琶湖へ注ぎ、安定した生活用水の供給や魚が住み潤いのある河川に生まれ変わるよう期待しているところであります。

さて、貴委員会におかれましてはこのような不安定な高時川に対して治水・利水対策として今後どうあるべきかについて種々検討していただいているところであり、最終的な方針を打ち出していただく重要な時期に到来していると聞き及んでいます。

この河川整備計画は高時川上流の丹生ダム計画と一体的にすすめられ、現在ダムの形式等について議論していただいておりますが、地域住民といたしましてもこのダムの建設に向けて長年議論が尽くされてきた経緯があり、年間を通して安定した水量の確保を図ることを第一義として水張りダムについて建設的なご協議を賜り、それに基づく河川改修の計画立案についてご審議いただきたいと願っています。この河川改修計画に当っては高時川・姉川特有の堤外民地がありこの土地については河川管理者に所有権が移譲されるようご協議賜りたいと切望すると共に、この高時川が従来のような鉄砲水による急激な増水被害、また渇水により川原一面が砂漠化する干害被害河川の両極端な状況を解決し日常生活をも脅かす不安材料を払拭して、長年にわたり訴え続けられてきました地域の意見をも重視した、将来的に禍根のないダム計画並びに河川整備計画を基に、安心・安全な施策を早期に打ち出していただき、災害に強い国土の建設を願って意見書を提出いたします。

第63回委員会を傍聴させていただきました。

河川管理者から、いよいよ具体的な事業の必要性和計画内容が説明される段階に入り、河川の整備計画策定においては非常に重要な段階となりました。

今回の河川管理者からの説明の中で、特に重要な事業と感ずるのは大戸川ダムの必要性です。

その理由は、流下能力がまだまだ小さく、また3川合流点からの背水現象が生じる宇治川は、琵琶湖流域を除いても流域面積が約500Km²もあり、流域内で洪水調節ができる貯水施設は天ヶ瀬ダムのみであります。更にその洪水調節は予備放流操作を伴うもので、非常に窮屈な対応が必要となっており、過去の洪水処理においても大変な苦勞の中で運用されています。

さらに、琵琶湖からの放流量処理を考えると、淀川水系の中で宇治川は河川管理が最も難しい河川であると考えます。

これらの課題解消のためにも、宇治川流域に計画している大戸川ダムは是非とも必要と考えます。

しかし流域委員会での説明では、宇治川及び天ヶ瀬ダムの課題と大戸川ダムの必要性が明確に理解できる説明ではなかった様に感ずます。

もっと委員の専門外の方々にも理解しやすくするために、現象面を基本にした内容でその必要性の説明をしていただきたい。

意見書

淀川水系流域委員会殿

伊賀市 藪内 和雄

川上ダム早期完成を求めて

私はなぜ川上ダムが実現しないのかと何時もながら思う者であります。

聞くとところによれば、昭和35年から始まり未だ完成していない、非常に情けなく思っています。

元々出来ないものなら何故川上ダムを作るという計画を立てたのですか？必要と見たから計画を立て、工事を進めて来たのではないですか？委員の皆様には、専門的知識や学識経験者を重ねられた方々ばかりであり、地元としては信頼をしている次第であります。

では、何故今日になっても川上ダムが完成しないのですか。委員の皆様、自分が当地に住んでいたらどう思いますか。必ず私達と同じ思いであると考えます。ダム作り反対の御意見書も沢山お受けされている事だと思えます。しかしながら、色々な問題があったにしても、行政の仕事として川上ダム整備計画が作成され、ダムを作ることで進んできたのではないですか。もう私達も我慢が出来ません。何としても早期に着工して頂き、完成をして頂きまして、下流に住む人に安心を持たせて下さい。

河川管理をして下さっている方々、委員会の決定がなければ河川整備計画が作成されないと聞かされています。是非とも委員会が開催されましたら、川上ダム工事着工を認めてもらいたく重ねてお願い申し上げ早期完成への意見とします。

平成19年9月

平成19年9月25日

淀川水系流域委員会 様

三重県伊賀市

西山甲平

上野遊水地及び川上ダムの早期完成を求める意見書

私たちは木津川上流に位置し、古来より洪水時には岩倉峡によって堰上げられるため、常に浸水被害を被ってまいりました。その度に狭窄部である岩倉峡の開削を要望し続けてきました。

しかし、昭和42年旧建設省が木津川下流の堤防が脆弱であるため開削せずその対策として、上野遊水地＋川上ダム＋河床掘削のいわゆる「三点セット」で上野地区における治水対策をするとの方針（約束）を示されました。

私たちは、度重なる浸水被害がなくなるのであればとの思いから、その約束を信じ上野遊水地に同意し、また、川上地区では先祖の土地から地区民全員が移転という苦渋の決断をし移転も終えたのであります。

川上ダムに代わる治水対策（代替案）については、既に遊水地掘削案・新遊水地案・水田活用案・ため池活用案等々十分検討され、何れの案も地権者の同意は得られる見込みがなく、また、莫大な費用が必要であり「三点セット」に勝るものはありません。

全国各地では、全く予期せぬ降雨による大災害が頻発しています。伊賀市においてもこのような災害がいつ起きるか分かりません。木津川上流地域で生活する私たちの生命・財産を守るため、上野遊水地の完成及び特に川上ダムについては未だ本体工事が着工されていませんので速やかに着工・完成をお願いします。